平成２９年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市西阿知町西原762番地１
破産者　吉野　亘一
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
岡山県倉敷市西阿知町西原762番地１
破産者　吉野　聖子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
山口県宇部市松山町５丁目６番26号
破産者　重本　澄惠
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４９号
北海道砂川市西３条南11丁目３番８―31号
破産者　河崎　了庸
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
北海道砂川市西１条北11丁目３番１―15号パークアベニュー105号、住民票上の住所北海道砂川市西１条北11丁目３番１―15号
破産者　木村　明美
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
北海道登別市片倉町５丁目10番地２アルカンシェル101、前住所北海道登別市富士町６丁目11番地２
破産者　竹花　　正
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
北海道旭川市末広５条３丁目６番19号
破産者　瀬尾　順矢
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８３号
北海道旭川市東光３条１丁目２番22号
破産者　大門ミチ子
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７５号
山形市荒楯町２丁目８番５号
破産者　関谷　　聡
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目17番11号
破産者　竹中　　功
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０１号
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢３丁目６番地７―106号
破産者　萩原　利啓
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目９番９号、開始決定時の住所静岡県湖西市新居町新居2456番地の６
破産者　加藤　和子
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目63番８号　スペースパシフィー205号
破産者　中村　克幸
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
静岡県袋井市上山梨３丁目25番地の２
破産者　水谷久実子
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
京都市山科区音羽珍事町54番地１　洛和ホーム音羽の里604、前住所京都市下京区烏丸通五条下る大坂町379番地１
破産者　古荘　信子
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
愛媛県八幡浜市谷５番耕地57番地
破産者　土居　七恵
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２６１号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ―３―613号
破産者　川田　伸博
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目20番16号　ロゼーヌ鴨池304号
破産者　原田　三鈴
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係